

平戸市高齢者世帯等省エネエアコン導入支援事業補助金交付要綱

令和8年2月6日

告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、気候変動の影響による気温上昇における高齢者の生命を守るとともに、ゼロカーボンシティの実現に資するため、エネルギー消費性能に優れたエアコンを購入し設置する高齢者世帯等に対し、予算の範囲内において平戸市高齢者世帯等省エネエアコン導入支援業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平戸市補助金等交付規則（平成17年平戸市規則第43号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) エアコン 天井、壁又は窓枠等に固定して設置する室温冷却機能を有する機器（本体及び附属品）をいう。
- (2) 省エネエアコン 日本産業規格C9901に基づく省エネルギーラベルの省エネルギー基準達成率が2027年度基準で100%以上のエアコンをいう。
- (3) 高齢者 令和9年3月末日時点において65歳以上の者をいう。
- (4) 障害者等 身体障害者手帳1級若しくは2級、療育手帳A若しくは精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者又は要介護認定を受けている者をいう。
- (5) 高齢者世帯等 高齢者のみで構成されている世帯又は高齢者と障害者等で構成されている世帯をいう。
- (6) 市内事業者 平戸市内に所在する本社若しくは本店、支店又は平戸市に事業の拠点を有する個人事業者であるもの

(補助対象製品)

第3条 補助の対象となるエアコンは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内事業者から購入したエアコンを自らが居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下「住宅等」という。）に設置するもの
- (2) 新品で購入するもの
- (3) 省エネエアコンであるもの

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平戸市に住所を有し、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 高齢者世帯等に属していること。
- (3) 市税等に滞納がない者
- (4) 設置する住宅等が自己の所有物でない場合にあつては、当該住宅等の所有者（共有名義である場合は共有者全員）からの設置に関する書面による承諾を受けている者

(5) 令和8年4月1日以降に市内事業者から補助対象製品を購入し、設置した者
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象製品の設置費用及び購入費用並びに特定家庭機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)第1条第1号に規定する機器器具を廃棄するに当たり当該機械器具の再商品化等に必要な行為に関し請求された料金(市内事業者による延長保証料を除く。)とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、10万円を限度額とする。

2 補助金の交付は、同一世帯につき、補助対象製品1基までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、平戸市高齢者世帯等省エネエアコン導入支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 暴力団排除に係る誓約書(様式第2号)

(2) 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類又はその写し

(3) 補助対象製品の保証書その他型番号及び製造番号が確認できる書類又はその写し

(4) 補助対象製品の設置前及び設置後(製品の銘板部分を含む。)が確認できる写真

(5) 同一世帯に障害者等がいる場合には、当該者が交付又は認定を受けていることを証明する書類の写し

(6) 設置する住宅等が自己の所有物でない場合に、当該住宅等の所有者(共有名義である場合は共有者全員)からの設置に関する承諾書

(7) 市税等の滞納がないことを証する書類

(8) その他市長が必要と認める書類

2 規則第4条ただし書の規定により、同条第1号から第3号までの書類の添付は、省略するものとする。

3 交付申請の受付期間は、令和8年4月1日から令和8年9月末日までとする。

(不交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受け、その内容の審査を行った結果、補助金を交付しないと決定したときは、平戸市高齢者世帯等省エネエアコン導入支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付手続の特例)

第9条 規則第21条に規定する交付手続の特例により、規則第7条の決定通知、規則第13条の実績報告の提出及び規則第14条の補助金の確定通知の手続は省略し、規則第16条の交付請求は規則第4条の交付申請に併合するものとする。

(財産処分の制限)

第10条 財産処分の制限は、規則第20条の規定のとおりとする。

2 規則第20条に規定する別に定める期間は、補助事業年度の翌年度の4月1日から起算して6年間とする。

(現場確認)

第11条 市長は、補助事業を適正に執行するため、補助対象製品の設置状況を設置現場において確認することができる。

(協力)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて市が取り組んでいる地球温暖化対策等に関する調査、データの提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前においてなされた申請に対する交付の手続きについては、なお従前の例による。